

1.概要

道路の占用料の額及び公園の使用料の額は、算定の基礎となる固定資産税評価額及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適正なものとするため、適宜見直しを行う必要がある。本市においても、適正な額とするため、今回の改正を行うもの。なお、公園の使用料は、道路の占用料と同様の考え方を採用しており、今回の道路占用料の改定に準じて改定を行うもの。

2.占用料の算出

(1) 占用物件には…

看板など…**商業地目**の固定資産税評価額等を基に算出されるもの。

電柱など…**平均地目**の固定資産税評価額及び**道路造成費**を基に算出されるもの。

※田畑・山林の固定資産税評価額には、道路の存する更地価格とするために、造成費が加算される。

(2) 固定資産税評価額等の変化

	【前回】 H29	【今回】 R5
固定資産税評価額 (円/㎡)		
商業地区	207,176	321,462 (155%)
宅地	33,474	37,425 (112%)
田畑	105	105 (100%)
山林	23	22 (96%)
※固定資産税額の評価替えは3年に1度行われ前回はR3年度に行われている。		
造成費 (円/㎡)		
	34,036	28,110

商業地目の固定資産税評価額は、大きく上昇。

平均地目の固定資産税評価額は、平均した場合、大きな変化はない。

大規模な造成（土工）を伴う新設の道路工事が減ると、減少する。九州各県で平均的に算出した統一の造成費。

3.代表的な物件の改定額と全体的な収入への影響

(道路)

看板（商業地目）…7,700円/㎡・年 ⇒ 11,000円/㎡・年

電柱（平均地目）…1,400円/本・年 ⇒ 1,300円/本・年

⇒ 占用料全体は若干の減少が見込まれる

(公園)

催しのために設けられる
仮設工作物（商業地目）…77円/㎡・日 ⇒ 110円/㎡・日

電柱（平均地目）… 1,400円/本・年 ⇒ 1,300円/本・年

⇒ 使用料全体は若干の増加が見込まれる

4.経過措置

商業地目の固定資産税評価額等をもとに算出される占用料については、大幅な増額となるため、施行日前から継続して占用している物件については、前年度の1.2倍の使用料に据え置く緩和措置を実施し、緩やかな単価上昇とする。